

佐賀県規則第11号

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(手数料及び使用料の額)				(手数料及び使用料の額)			
<p>第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p>				<p>第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。</p> <p>手数料</p>			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
1 分 析、 測 定 及 び 評 価	(窯業関係)			1 分 析、 測 定 及 び 評 価	(窯業関係)		
	(1)～(7) 略	略	略		(1)～(7) 略	略	略
	(8) 吸水率試験	〃	<u>1,470円</u>		(8) 吸水率試験	〃	<u>1,500円</u>
	(9) カサ比重試験	〃	<u>1,630円</u>		(9) カサ比重試験	〃	<u>1,700円</u>
	(10)～(19) 略	略	略		(10)～(19) 略	略	略
	(20) 耐酸試験	〃	<u>1,720円</u>		(20) 耐酸試験	〃	<u>1,730円</u>
	(21)～(39) 略	略	略		(21)～(39) 略	略	略
	(工業関係)				(工業関係)		
	(1)～(8) 略	略	略		(1)～(8) 略	略	略
	<u>(9)～(17) 略</u>	略	略		<u>(9) カールフィッシャー水分測定 装置による測定</u>	〃	<u>2,900円</u>
	<u>(18) X線透過画像解析装置試験</u>	〃	<u>7,510円</u>		<u>(10)～(18) 略</u>	略	略
<u>(19) 赤外分光分析</u>	1件	<u>6,710円</u>	<u>(19) X線透過画像解析装置試験</u>	〃	<u>6,500円</u>		
			<u>(20) 赤外分光分析</u>	1件	<u>4,800円</u>		

改正前				改正後			
	(20)～(38) 略	略	略		(21)～(39) 略	略	略
	(39) 熱流体解析システムによる解析	〃	5,310円		(40) 線形構造・流体解析システムによる解析	〃	3,800円
	(40) 線形・非線形構造解析システムによる解析	〃	4,900円		(41) 非線形構造解析システムによる解析	〃	4,300円
	(41)・(42) 略	略	略		(42)・(43) 略	略	略
2～5 略				2～5 略			
使用料				使用料			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
設備機械等の使用	1 試験用の設備機械器具 (窯業関係)			設備機械等の使用	1 試験用の設備機械器具 (窯業関係)		
	(1)～(21) 略 (工業関係)	略	略		(1)～(21) 略 (工業関係)	略	略
	(1)～(6) 略	略	略		(1)～(6) 略	略	略
	(7) 酒類分析システム	〃	1,100円		(7) カールフィッシャー水分測定装置	1件	1,200円
	(8)～(28) 略	略	略		(8) 酒類分析システム	1時間	1,100円
	(29)・(30) 略	略	略		(9)～(29) 略	略	略
				(30) メタボローム解析システム	〃	1,500円	
				(31)・(32) 略	略	略	
				(33) 超音波真皮画像装置	〃	1,200円	
				(34) 微小循環マッピング装置	〃	1,000円	
				(35) 三次元皮膚画像解析シス	1件	1,500円	

改正前				改正後			
		(31) 紫外線照射装置	//	1,500円		テム	
		(32)～(45) 略	略	略		(36) 紫外線照射装置	1時間
		(46) X線透過画像解析装置	//	3,300円		(37)～(50) 略	略
		(47) 赤外分光分析装置	//	2,420円		(51) 赤外分光分析装置	//
		(48)～(68) 略	略	略		(52)～(72) 略	略
		(69) 赤外線熱画像計測装置	//	910円			
		(70) 熱流体解析システム	//	1,810円			
		(71) 線形・非線形構造解析システム	//	4,300円			
		テム					
		(72)～(76) 略	略	略		(73) 線形構造・流体解析システム	//
		2 試作加工用の設備機械器具				ム	
		(窯業関係)				(74) 非線形構造解析システム	//
		(1) 原料調製機				(75)～(79) 略	略
		ア～エ 略	略	略		2 試作加工用の設備機械器具	
		オ ポットミル (小)	1日	730円		(窯業関係)	
		カ ポットミル (大)	//	1,030円		(1) 原料調製機	
		キ～テ	略	略		ア～エ 略	略
		(2) 成形・加工機				オ ポットミル	1日
		ア・イ 略	略	略		カ～ツ	略
						(2) 成形・加工機	
						ア・イ 略	略
						ウ 混錬一体型押出成形機	//
							2,000円

改正前				改正後			
	ㄨ・ㄆ 略	略	略		ㄆ・ㄨ 略	略	略
	ㄨ～ㄆ 略	略	略		<u>カ</u> スプレー製膜機	<u>〃</u>	<u>2,300円</u>
	(3) 略	略	略		ㄆ～ㄨ 略	略	略
	(工業関係)	略	略		(3) 略	略	略
	(1)～(30) 略	略	略		(工業関係)	略	略
		略	略		(1)～(30) 略	略	略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。